

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

令和5年(ネ)第570号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 大野利政、鷹見彰一

被控訴人 国

控訴人第9準備書面要旨

第1 はじめに

控訴人らは、控訴理由書別表「国内外の動きと立法府の動き 対照表」において、2023年7月31日時点での婚姻の平等の実現に関する国内外の主要な事実経過と、婚姻の平等をめぐる立法府の議論状況等を対比した。

第9準備書面別表は、その後の社会事実及び立法府の議論状況について、内容を追記したものである。これを見れば明らかであるように、国内において、婚姻の平等の実現を求める動きや、法律上同性のカップルに異性カップルと同様の保護を与えようとする動きはますます進展している。海外でも、婚姻の平等を実現した国がさらに増加している。他方で、立法府では、野党から同性婚の実現を求める質疑は実施されたものの、抽象的に議論の必要性を述べるに過ぎない答弁が繰り返されている。

このような社会事実は、憲法判断においても国賠法上の違法性判断においても基礎とされるべきである。

第2 憲法解釈との関係

1 総論

法令の規定の憲法適合性は、立法事実、すなわち法規範の必要性や相当性を基礎付ける社会的事実を踏まえて審査されるべきものである。ある法規範が当初は合憲であったとしても、社会状況の変化に伴う立法事実の変化によって違憲となり得る。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

憲法の解釈も、その合理性や正当性を支える社会的事実の上に成立するものである。そのため、社会状況の変化に伴いその事実的基礎に変化が生じれば、それに応じて憲法の解釈も変化し得るし、社会状況の変化に対応するために変化すべきでもある。

したがって、憲法の解釈に当たっても、その背景にある社会状況及びその変化は、十分に考慮される必要がある。

2 憲法24条1項の解釈との関係

本訴訟以前の先例において、婚姻の自由は「憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するもの」と解されてきた。ここでいう「憲法24条1項の規定の趣旨」とは、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨」のことである。その根底には、憲法13条が基盤とする国民の自由・幸福追求の権利がある。

かつては、同性愛を精神疾患とする知見が支配的であったが、今日に至っては、もはや、医学的にも、法的にも、同性愛を精神疾患とする過去の知見は払拭されている。恋愛感情や性的感情の対象が同性の相手に向かうことも異性愛と同様の人の性的指向の一つの在り方であり、法律上同性の相手とパートナー関係を営む生き方が尊重されるべきという認識が確立していることは、別表記載の社会事実から明らかである。

原判決は、「伝統的な制度及び価値観を重視する立場の国民も一定の割合を占めている中で・・・同性カップルを保護するために現行の法律婚制度以外の方法を選択するという可能性を排除して、憲法が一義的に、同性間に対しても現行の法律婚制度を及ぼすことを要請するに至ったとは解し難いといわざるを得ない。」と述べる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

しかし、「伝統的な制度及び価値観を重視する立場の国民」が存在するとしても、それをもって憲法解釈が左右されてはいけない。大前提として、ある属性の少数者の権利が問題となるときに、多数者の中に反対意見があることを根拠に少数者の権利を否定することは、論理的にも憲法論的にも誤りがある。

その上で、国民多数の見解を参照するとしても、その場合には別表に現れた社会の変化を基礎としなければいけない。各種調査において法律上同性のカップルの婚姻に賛成する世論が増加し、最近では賛成がほぼ半数を超える状況となっている。国民の意識は、全体としては、「性的指向の如何にかかわらず、個人として尊重されるべきである」と認識しており、法律婚制度を利用する選択肢が平等に保障されることを希求するに至っている。

「誰と婚姻をするか」の選択において同性の相手を選ぶことも、国民が幸福追求のためにする自由な意思決定として尊重されるべきものであり、婚姻の自由として保障されるべきことは明白である。

3 憲法14条との関係

国民の意識全体としては、法律婚制度を利用する選択肢が平等に保障されることを希求するに至っているという変化は、憲法14条との関係でも重要である。

こうした日本社会の意識の変化や、法律上同性のカップルを婚姻制度へ包摂する国が増え続けている状況であるにもかかわらず、それでもなお、同性カップルを婚姻制度から排除したまま、婚姻制度とは異なる別制度のみを利用させる立法をとれば、その立法措置は「平等な選択肢の保障を拒絶する」というメッセージを社会に与える。

本件枠組みとして異性カップルの婚姻とは異なる別制度を設けた場合、「平等な選択肢が拒絶された存在」というスティグマを性的マイノリティに付与す

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

ることになり、憲法14条の保障する平等に反する事態が生じることは、より
いっそう明確になった。

第3 国賠法上の違法性

原判決は、本件枠組みの必要性が具体的に認識されるに至ったのは「比較的最近のこと」であったと判示したうえ、伝統的家族観の存在や一定数の反対派の存在を指摘して、違憲性が明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって立法措置を怠っていたと評価することはできないと結論した。

これに対し、控訴理由書において、本件枠組みの実現について、検討のための十分な時間や他国の参考例が存在したにもかかわらず、立法府が現実には具体的な検討には着手していないこと、そして、その要因として、性的マイノリティを敵視・蔑視する頑なな偏見・差別意識が国会議員に蔓延している実情があることを指摘した。

控訴理由書の提出から本書面提出まで、1年1か月以上経過し、その間、同性カップルの法律婚制度利用を含めた本件枠組みの実現を検討することは可能であったはずであるし、他国の参考例はますます増えた。それにもかかわらず、別表から明らかなおおりに、立法府はなお、具体的な検討には着手せず、検討を先延ばしし続けている。

そして、別表記載の事実関係をふまえれば、上述のとおり、本件諸規定の違憲性を解消するために本件枠組みとして実現すべき手段が、法律上同性のカップルを婚姻制度に包摂するという選択肢であることも既に明白となっていると言えるし、この点が明確になったのが「最近」とは言えない。

このように、「違憲性が明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって立法措置を怠っていた」として国家賠償法上の違法性があると評価すべきことも、別表記載の事実関係からよりいっそう明確となっている。

以上